出力日：令和07年03月18日

事務事業名 利用者支援事業

キーコード：1798

施　　策：	17	子育て支援の推進	財務コード	01030213-01-275
基本事業：	03	地域における子育て支援	担当部	こども部
基本事業の成果指標	①急用時等に子どもを預ける場所がある又は人がいる保護者の割合 ②他の親子と交流している乳幼児をもつ保護者の割合		担当課	こども政策課
			担当係	こども政策担当

事務事業が貢献すべき成果

計画年度	令和01年度　～	新規・継続	継続	会計区分		実施計画	

１．対象（誰、何に対して事業を行うのか）

子どもおよびその保護者、妊娠している方
地域の子育て支援を実施する支援者（行政区や地域住民）

２．手段（事務事業の内容、やり方、手順）

・保育士資格を持つ会計年度任用職員1人を子育て支援コーディネーターをとして、本庁（こども政策課内）に配置している。
・子育てコーディネーターが保育所をはじめとする子育て支援機関や、地域サロンなどに出向き、子育て家庭からの各種相談に応じつつ、子育て支援資源にかかる情報収集を行う。
・収集した情報については、パンフレット、チラシ、HPなどにまとめ、子育て家庭や支援者などに提供する。
・地域サロンの主催者などを集めた会議を開催し、子育て支援関係機関同士の連携・協働の体制をつくっている。

【根拠法令】子ども・子育て支援法
【補助金】子ども・子育て支援交付金（利用者支援事業費補助金）
（国2／3　県1／6　市1／6）

３．意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

・子ども又はその保護者にとって身近な場所で、教育・保育・保険その他の子育て支援の情報提供や、相談対応を受けることで、子育ての不安や負担感を軽減する。
・子育て支援関係機関が地域の子育て支援資源の情報を共有し、連携・協働の体制がつくられている。

４．成果（簡易評価は未記入）

成果指標名称	単位	04年度 実績	05年度 実績	06年度 当初	07年度 要求	08年度 計画	09年度 計画	目標
相談延べ件数（年間）	件	1,546	2,044	1,200	2,044			2,000

５．コスト

		単位	04年度 実績	05年度 実績	06年度 当初	07年度 要求	08年度 計画	09年度 計画	目標
事業費	計	千円	2,836	3,067	3,509	4,432			
	国	千円	1,890	2,044	2,339	2,954			
	県	千円	472	511	584	738			
	地方債	千円	0	0	0	0			
	その他	千円	0	0	0	0			
	一般	千円	474	512	586	740			
正職員人工数		人工	0.4	0.4	0.3				
正職員人件費		千円	3,091	3,126	2,407				
トータルコスト(事業費＋正職員人件費)		千円	5,927	6,193	5,916	4,432			

６．成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）

●あがっている
○どちらかといえばあがっている
○あがっていない（停滞・低下）

＜現状＞相談件数が増加している。

＜原因＞地域主催のサロンの開設に向けた支援として、人材紹介や団体間のつなぎを行ったことにより、市内で4か所の地域サロンが新規に開設された。参加者数が増えたことにより、相談件数の増加にも繋がっている。

＜その他＞子ども・子育て支援事業計画と両輪をなす重要な事業であり、子育て世帯のニーズに応じて幅広く情報を提供できるよう、地域サロン訪問や担当職員の研修などを通じて、本事業を充実化していく必要がある。

７．評価及びコメント（簡易評価は未記入）

対象動向	増加	類似事業	あり
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり
成果向上余地	大きい		

地域の子育て支援者の増加や、コミュニティの活性化のためにも、地域で活動している方たちが継続して子育て支援活動ができる協力体制の確保や支援策が必要である。
そのため、地域で活動している子育てサロンやサークルなどを訪問し、サロン主催者等への活動の助言や相談対応を行う他、ボランティア人材や、地域サロン相互の連携推進のための交流会を開催している。

８．改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）

■改善方向性　○維持　●見直し　○廃止　○事業終了

改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持／事業終了の場合は記入する必要なし）

・地域子育てセンター事業と地域サロンが交流できるように、利用者支援事業として地域に働きかける。双方の連携が強化されることで、遊びの場の充実を図ることができる。
・R6年度から本事業に赤ちゃんの駅事業を統合する。

■事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）

子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく事業。
子育て家庭などのニーズに応じた支援を自ら適切に選択することは容易でないため、当事者目線で寄り添い型の支援が有効な手段である。
筑紫野市では平成29年4月から事業を開始している。

■備考･特記事項ｏｒ進行管理欄

平成29年度から子育て支援コーディネーター1名を子育て支援課に配置している。